

議案第 16 号

桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「第 9 項」を「第 10 項」に改め、同項第 3 号中「第 25 条」の次に「第 1 項」を加え、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 35 条第 3 項後段中「、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 36 条第 3 項後段中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 48 条本文中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

第 62 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 16 号 桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行おうとするものです。